

# 障害者等に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税等の特例 【令和8年4月1日～令和11年3月31日】

## 【改正前】～令和8年3月31日の減額措置

### 概要

劇場・音楽堂等が、建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるバリアフリー改修を行った場合に、工事完了の翌年度から2年度分、当該建築物の固定資産税・都市計画税（それぞれ改修工事費用の5/100を上限）について、1/3に相当する金額を減額する。

## 【改正後】令和8年4月1日～令和11年3月31日の減額措置

### 概要

特別特定建築物について、国の補助制度を活用し、建築物移動等円滑化基準もしくは建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるバリアフリー改修を行った場合に、工事完了の翌年度から2年度分、当該建築物の固定資産税・都市計画税（それぞれ改修工事費用の5/100を上限）について、1/3を参酌して自治体が条例で定める割合分（1/6～1/2）の金額を減額する。

### 特例内容

固定資産税・都市計画税…… 1/6～1/2の範囲で、市町村条例により定められた割合を減額

- ▶改修工事完了の翌年から2年間
- ▶改修工事費の5/100相当額を上限

### 特例要件

- ①「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づく「特別特定建築物」であること  
▶劇場・音楽堂等に加え、博物館、美術館、映画館等の文化施設も含む ▶建築物の規模要件はなし（小規模な建築物も含む）
- ②国の補助制度（国土交通省 [バリアフリー環境整備促進事業](#)のうち、既存建築物バリアフリー改修事業）を活用し、**建築物移動等円滑化基準**\*1もしくは**建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるバリアフリー改修工事**\*2を行っていること  
※1 増築、改築又は用途変更に伴い適合義務が生じる部分を除く  
※2 改修部分が基準に適合していれば、部分的な改修でも対象
- ③②の工事完了日から3か月以内に、②に係る証明書（[令和8年国土交通省告示第465号](#)）を添付し、市町村へ申告すること

- ▶主な改修箇所の例
- ・出入口、廊下、階段、傾斜路
  - ・エレベーター
  - ・トイレ、駐車場
  - ・劇場・ホールの客席
  - ・敷地内通路、案内設備 など



車いす用の広い鑑賞スペース・通路  
(ミュージアムシンフォニーホール)



トイレのバリアフリー化（オストメイト設置）  
(紀伊國屋サザンシアター TAKASHIMAYA)

ぜひご利用ください

(案 内) 文化庁HP : <http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/chiiki/1406376.html>  
(問合せ先) 文化庁 参事官 (芸術文化担当) 付 劇場・音楽堂係 TEL : 03-5253-4111 (内線3143) e-mail : [b-sisetu@mext.go.jp](mailto:b-sisetu@mext.go.jp)